

福岡県公報

令和 2 年 12 月 22 日
第 162 号

目 次

告 示 (第 958 号 - 第 973 号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	1
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定	(介護保険課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂 防 課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(経営技術支援課)	6

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集

(畜 産 課) …………… 6

告 示

福岡県告示第958号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第208号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 2 年 12 月 22 日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大池 1 丁目(1) - 2	福岡市南区大池一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第959号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第209号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 2 年 12 月 22 日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大池 1 丁目(1) - 2	福岡市南区大池一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

定期発行日 毎週火金曜日
〔発行〕〒 812 - 8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課
〔作成〕〒 810 - 0011 福岡市中央区高砂一丁目 6 番 19 号 株式会社西日本高速印刷

福岡県告示第960号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大池1丁目(1)-2	福岡市南区大池一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第961号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第472号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
前田谷	朝倉郡筑前町三牟田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第962号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡

県告示第473号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
前田谷	朝倉郡筑前町三牟田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第963号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
前田谷川	朝倉郡筑前町三牟田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第964号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県 道	福 岡 直 方 線		前	宮若市福丸517番 1 先から 宮若市福丸476番 1 先まで	10.3 ～ 18.8	191.0
			後	宮若市福丸517番 1 先から 宮若市福丸476番 1 先まで	11.4 ～ 18.8	

福岡県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 22 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久 留 米	県 道	善 導 寺 停 車 場 耳 納 線	前	久留米市山本町耳納1075番 1 先から 久留米市山本町耳納1135番先まで	5.1 ～ 12.1	200.1
			後	久留米市山本町耳納1075番 1 先から 久留米市山本町耳納1135番先まで	11.4 ～ 13.6	

福岡県告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和 2 年 12 月 22 日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久 留 米	県 道	久 留 米 柳 川 線	前	久留米市大善寺町宮本53番 2 先から 久留米市三潞町玉満2912番 2 先まで	7.1 ～ 27.2	4,080.0
			後	久留米市大善寺町宮本53番 2 先から 久留米市三潞町玉満2912番 2 先まで	7.1 ～ 27.2	
			後	久留米市安武町安武本3368番 4 先から 久留米市三潞町玉満2912番 2 先まで	5.6 ～ 52.4	

福岡県告示第967号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 2 年 12 月 22 日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町勝山上矢山字タヲノ浦970、974、977、1041、字別所河内973の14から973の17まで、990から993まで、994の1、994の2、995、996、999の3、1028、1055、1058、1082の3から1082の5まで、字堂床1030の1、字ツエヌケ1033、1056、字茗荷谷1049、1051、字御崎1063、1064、字小豆ヶ迫1066、1072、1073、1075、1077、1079、1081、字別所河内カゲ1083

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第968号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（国有林および重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和58年2月25日農林水産省告示第249号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第969号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年12月10日農林水産省告示第2374号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに福岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第970号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（国有林を除く。）で定めるところによる。

昭和57年8月福岡県告示第1270号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第971号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（国有林を除く。）で定めるところによる。

平成8年11月福岡県告示第1887号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第972号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小川 洋

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指定期間	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
ふくおか介護保険照会事務センター 福岡市南区井尻4-2-1 関ビル1F	株式会社アール・ツーエス 福岡市南区井尻4-2-1 関ビル1F	森 慎吾 昭和54年6月27日 福岡市南区市崎2-15-25 代表取締役	令和2年12月10日	照会等事務	無

福岡県告示第973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田川副線	前	柳川市南浜武1233番1先から 柳川市南浜武1235番1先まで	12.0 ～ 14.5	29.0
			後	柳川市南浜武1233番1先から 柳川市南浜武1235番1先まで	14.5 ～ 14.5	

公 告**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字古野1071番 2、1071番 5、1077番 4、1077番 5、1078番 6 及び1078番 7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市江戸屋敷二丁目24-35
井上 澄雄

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第 3 項の規定により公告する。

令和 2 年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 大池 1 丁目(1)- 2 地区	福岡市西区戸切三丁目20番 8 号 社会福祉法人さわら福祉会 理事長 益田 康弘

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 2 年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字新津字宮ノ後1486番 1、1486番 2、1486番 4 及び1486番 6 並びに字大池1594番 7 及び1594番 8

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町大字新津1598番地
社会医療法人陽明会

理事長 山家 仁

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第37条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県肥料取締法施行細則（昭和60年福岡県規則第45号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部経営技術支援課に備え置きます。

令和 2 年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、「肥料取締法」、「肥料取締法施行令」、「肥料取締法施行規則」及び「肥料取締法施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件」の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整備を行うものであることから、福岡県行政手続条例第37条第 4 項第 8 号の規定に該当するため、同条第 1 項に規定する意見公募手続を行わなかったものである。

2 規則の公布日

令和 2 年12月 1 日

公告

「福岡県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則」案について、次のとおり意見を募集します。

令和 2 年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見募集期間

令和 2 年12月22日から令和 3 年 1 月20日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部畜産課に備え置きます。